

問 I - 4 - ③（申請の順序）

特例民法法人が一旦、一般社団・財団法人に移行した後に、公益認定を申請することはできるのでしょうか。

答

可能です。公益法人認定法に基づき、他の一般社団・財団法人と同じ手続で申請し、同じ基準で審査されます。移行法人の公益目的支出計画（整備法第 119 条）は、公益認定を受けた場合には、認定を受けた日にその実施が完了したものとみなされます（整備法第 132 条）。